

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 29－外 2－51

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年 9 月21日

【会社名】 ドイツ銀行
(Deutsche Bank Aktiengesellschaft)

【代表者の役職氏名】 マネージング・ディレクター グローバル発行市場兼証券化部長
ジョナサン・ブレイク
(Jonathan Blake, Managing Director, Global Head of Issuance & Securitisation)
ディレクター 発行市場部長
マルコ・ツィマーマン
(Marco Zimmermann, Director, Head of Issuance)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 60325 フランクフルト・アム・マイン
タウヌスアンラゲ 12
(Taunusanlage 12, 60325 Frankfurt am Main, Federal Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【事務連絡者氏名】 弁護士 三 浦 健
同 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 (03)6212-8316

【発行登録の対象とした売出有価 社債
証券の種類】

【今回の売出金額】 9 億2,300万円

【発行登録書の内容】

提出日	平成29年12月22日
効力発生日	平成30年 1 月 5 日
有効期限	平成32年 1 月 4 日
発行登録番号	29－外 2
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,000億円

【これまでの売出実績】
(発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
29－外 2－1	平成30年 1 月 5 日	7 億円	該当事項なし。	
29－外 2－2	平成30年 1 月 5 日	3 億円		
29－外 2－3	平成30年 1 月 5 日	2 億3,256万6,444円		
29－外 2－4	平成30年 1 月11日	5 億円		
29－外 2－5	平成30年 1 月15日	5 億円		
29－外 2－6	平成30年 1 月15日	5 億円		
29－外 2－7	平成30年 1 月17日	6 億7,500万円		
29－外 2－8	平成30年 2 月 7 日	5 億円		
29－外 2－9	平成30年 2 月 7 日	5 億円		
29－外 2－10	平成30年 2 月 8 日	5 億円		
29－外 2－11	平成30年 2 月 8 日	3 億437万円		
29－外 2－12	平成30年 2 月 8 日	2 億4,923万7,525円		
29－外 2－13	平成30年 2 月 8 日	5 億円		
29－外 2－14	平成30年 2 月23日	7 億6,000万円		
29－外 2－15	平成30年 3 月 2 日	3 億円		
29－外 2－16	平成30年 3 月 9 日	2 億7,373万5,000円		
29－外 2－17	平成30年 3 月 9 日	2 億4,446万997円		
29－外 2－18	平成30年 3 月12日	3 億円		
29－外 2－19	平成30年 3 月13日	5 億円		
29－外 2－20	平成30年 3 月14日	2 億9,500万円		
29－外 2－21	平成30年 3 月16日	3 億円		
29－外 2－22	平成30年 3 月27日	3 億円		
29－外 2－23	平成30年 3 月27日	3 億円		
29－外 2－24	平成30年 4 月 2 日	3 億円		
29－外 2－25	平成30年 4 月 6 日	1 億9,358万5,392円		
29－外 2－26	平成30年 4 月 9 日	5 億円		
29－外 2－27	平成30年 5 月 9 日	2 億7,266万5,000円		
29－外 2－28	平成30年 5 月 9 日	1 億9,756万3,575円		
29－外 2－29	平成30年 5 月11日	5 億2,000万円		
29－外 2－30	平成30年 5 月25日	4 億8,500万円		
29－外 2－31	平成30年 5 月25日	8 億6,594万9,760円		
29－外 2－32	平成30年 5 月25日	2 億3,400万円		
29－外 2－33	平成30年 6 月20日	2 億円		
29－外 2－34	平成30年 7 月 3 日	5 億円		
29－外 2－35	平成30年 7 月 6 日	3 億円		

29－外 2－36	平成30年 8 月 1 日	5 億円		
29－外 2－37	平成30年 8 月 1 日	3 億円		
29－外 2－38	平成30年 8 月 3 日	1 億5,057万円		
29－外 2－39	平成30年 8 月 3 日	2 億1,460万9,930円50銭		
29－外 2－40	平成30年 8 月 3 日	3 億円		
29－外 2－41	平成30年 8 月 6 日	4 億6,100万円		
29－外 2－42	平成30年 8 月 6 日	1 億1,513万1,900円		
29－外 2－43	平成30年 8 月 9 日	3 億円		
29－外 2－44	平成30年 8 月13日	5 億円		
29－外 2－45	平成30年 8 月15日	900万2,100トルコ・リラ (2 億452万7,712円) (注 2)		
29－外 2－46	平成30年 8 月16日	5 億円		
29－外 2－47	平成30年 8 月28日	1 億9,000万円		
29－外 2－48 (注 1)	平成30年 8 月28日	4,664万5,755円		
29－外 2－49	平成30年 8 月31日	5 億円		
29－外 2－50	平成30年 9 月19日	5 億円		
実績合計額		188億8,561万8,990円50銭 (注 3)	減額総額	0 円

(注 1) 本欄に記載された平成30年 8 月28日届出の「29－外 2－48」の書類は、発行登録通知書である。

(注 2) 本欄に記載された社債の日本国内における受渡しは、平成30年 9 月27日に行われる予定でまだ完了していない。

本欄に記載された円貨換算額は、1 トルコ・リラ＝22.72円の換算率（平成30年 7 月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行のトルコ・リラの日本円に対する対顧客電信売買相場の仲値）により換算されている。

(注 3) 実績合計額は、日本円による金額の合計額である。

【残額】（発行予定額－実績合計額－減額総額） 4,811億1,438万1,009円50銭

（発行残高の上限を記載した場合） 該当事項なし。

【残高】（発行残高の上限－実績合計額＋償還総額－減額総額） 該当事項なし。

【安定操作に関する事項】 該当事項なし。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

(注) 本書において、別段の記載がある場合を除き、下記の用語は下記の意味を有する。

「計算代理人」	ドイツ銀行
「英国」または「連合王国」	グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国
「トルコ・リラ」	トルコ共和国の法定通貨
「日本円」または「円」	日本国の法定通貨

第一部【証券情報】

<ドイツ銀行ロンドン支店 2023年10月3日満期 円建利付社債に関する情報>

本発行登録追補書類に記載される用語および表現はすべて、本書で他に定義されない限り、本社債（以下に定義する。）に関して平成30年8月28日に提出された訂正発行登録書と同じ意味を有する。

（中略）

第1【募集要項】

該当事項なし。

第2【売出要項】

1【売出有価証券】

【売出社債（短期社債を除く。）】

銘柄	ドイツ銀行ロンドン支店 2023年10月3日満期 円建利付社債 (以下「本社債」という。)(注1)		
売出券面額の総額または 売出振替社債の総額	9億2,300万円 (注2)	売出価額の総額	9億2,300万円 (注2)
記名・無記名の別	無記名式	各社債の金額	100万円
償還期限	2023年10月3日（当日が営業日でない場合は、翌営業日に繰り延べ、繰り延べられた日が翌月となる場合は当日の前営業日とする。）（以下「満期日」という。）		
利率	年率0.50%（注3）		
売出しに係る社債の所有者の 住所および氏名または名称	ドイツ証券株式会社 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 (以下「売出人」という。) 山王パークタワー		
摘要	その他 「営業日」とは、ロンドンおよび東京において商業銀行および外国為替市場が支払を決済し、かつ、通常の営業（外国為替および外貨預金の取引を含む。）を行っている日（土曜日または日曜日を除く。）をいう。 本社債はいかなる金融商品取引所にも上場されない。 その他の本社債の条件については、後記「2 売出しの条件、本社債要項の概要」を参照のこと。		

（注1）本社債は、ロンドン支店を通じて行為するドイツ銀行（以下「発行会社」という。）のデット・イシュアンス・プログラム（以下「本プログラム」という。）に基づき、2018年10月2日（ロンドン時間）（以下「発行日」という。）に発行会社により発行される。

（注2）ユーロ市場における本社債の売出券面総額は9億2,300万円である。

（注3）日本における投資者に対する償還金または利息の支払は、満期日または各利払日の翌営業日後以降となることが予定されている。

(注4) 本社債について、発行会社の依頼により、金融商品取引法第66条の27に基づき登録された信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付またはかかる信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ただし、発行会社は、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（以下、本（注4）において「ムーディーズ」という。）よりBaa3、スタンダード・アンド・プアーズ・クレジット・マーケット・サービスズ・ヨーロッパ・リミテッド（以下、本（注4）において「S&P」という。）よりBBB-、フィッチ・レーティングス・リミテッド（以下、本（注4）において「フィッチ」という。）よりBBB+の長期の非上位かつ優先の債務に関する格付をそれぞれ取得しており、本発行登録追補書類提出日（平成30年9月21日）現在、かかる格付の変更はされていない。また、発行会社は、ムーディーズよりA3およびS&PよりBBB+の長期の上位かつ優先の債務に関する格付をそれぞれ取得しており、本発行登録追補書類提出日（平成30年9月21日）現在、かかる格付の変更はされていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチは、信用格付事業を行っているが、本発行登録追補書類提出日（平成30年9月21日）現在、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として登録されていない。無登録格付業者は、金融庁の監督および信用格付業者が受ける情報開示義務等の規制を受けておらず、金融商品取引業等に関する内閣府令第313条第3項第3号に掲げる事項に係る情報の公表も義務付けられていない。

ムーディーズ、S&Pおよびフィッチについては、それぞれのグループ内に、金融商品取引法第66条の27に基づく信用格付業者として、ムーディーズ・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官（格付）第2号)、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社(登録番号：金融庁長官（格付）第5号)およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社（登録番号：金融庁長官（格付）第7号）が登録されており、各信用格付の前提、意義および限界は、インターネット上で公表されているムーディーズ・ジャパン株式会社のホームページ（ムーディーズ日本語ホームページ（https://www.moodyys.com/pages/default_ja.aspx）の「信用格付事業」のページ）にある「無登録業者の格付の利用」欄の「無登録格付説明関連」に掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」、S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社のホームページ

（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/home）の「ライブラリ・規制関連」の「無登録格付け情報」

（https://www.standardandpoors.com/ja_JP/web/guest/regulatory/unregistered）に掲載されている「格付の前提・意義・限界」およびフィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社のホームページ（<https://www.fitchratings.com/site/japan/>）の「フィッチの格付業務について」欄の「規制関連」セクションに掲載されている「信用格付の前提、意義及び限界」において、それぞれ公表されている。

2【売出しの条件】

売出価格	100万円 (額面金額の100%)	申込期間	2018年9月26日から 2018年9月28日まで
申込単位	額面100万円以上 額面100万円単位	申込証拠金	なし。
申込受付場所	売出人および売出取扱人 (以下に定義する。)の日本における本店および所定の営業所(注1)	受渡期日	2018年10月3日 (日本時間)
売出しの委託を受けた者の住所および氏名または名称	該当事項なし。	売出しの委託契約の内容	該当事項なし。

(注1) 売出人は、三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社(以下「売出取扱人」という。)に本社債の売出しの取扱いを行うことを委託している。

会社名	住所
三菱UFJモルガン・スタンレーPB証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目9番5号 大手町フィナンシャルシティノースタワー

本社債の申込および払込は、各申込人により売出人または売出取扱人の定める「外国証券取引口座約款」(以下「約款」という。)に従ってなされる。各申込人は、売出人または売出取扱人からあらかじめ約款の交付を受け、約款に基づく取引口座の設定を申込む旨記載した申込書を提出する必要がある。売出人または売出取扱人との間に開設した外国証券取引口座を通じて本社債を取得する場合、約款の規定に従い本社債の券面の交付は行わない。

(注2) 本社債は、1933年合衆国証券法(その後の改正を含み、以下「合衆国証券法」という。)に基づき登録されておらず、今後登録される予定もない。合衆国証券法の登録義務を免除された一定の取引による場合を除き、合衆国内において、または米国人(U.S. person)に対し、米国人の計算で、もしくは米国人のために、本社債の募集、売出しまたは販売を行ってはならない。この(注2)において使用された用語は、合衆国証券法に基づくレギュレーションSにより定義された意味を有する。

(注3) 本社債は、合衆国税法の適用を受ける。合衆国の税務規則により認められた一定の取引による場合を除き、合衆国もしくはその属領内において、または合衆国人(United States person)に対して本社債の募集、売出しまたは交付を行ってはならない。この(注3)において使用された用語は、米国の1986年内国歳入法典およびそれに基づくレギュレーションにおいて定義された意味を有する。

(注4) 本社債は、欧州経済領域(以下「EEA」という。)における一般投資者に対して、募集され、売り付けられ、またはその他入手可能とされることを意図しておらず、および募集され、売り付けられ、またはその他入手可能とされるべきではない。したがって、EEAにおける一般投資者に対する本社債の募集もしくは売り付けまたはその他本社債を入手可能とすることに関して、規則(EU) No 1286/2014(以下「PRIIPs規則」という。)によって必要とされる重要情報書面は、一切作成されておらず、よってEEAにおける一般投資者に対する本社債の募集もしくは売り付けまたはその他本社債を入手可能とすることは、PRIIPs規則に基づき不適法となることがある。以上の目的において、一般投資者とは、(i) 指令2014/65/EU(以下「第二次金融商品市場指令」という。)第4(1)条第11号において定義される一般顧客、(ii) 指令2002/92/EC(IMD)の意味における顧客(かかる顧客が第二次金融商品市場指令第4(1)条第10号において定義される専門投資家の資格を有していない場合)または(iii) 指令2003/71/EC(その後の改正を含む。)において定義される適格投資者でない者のいずれかである者(またはこれらの複数に該当する者)をいう。

(注5) 作成者の商品承認手続のみを目的として、本社債に関する標的市場調査は、次に掲げる結論に達している。すなわち、(i) 本社債に係る標的市場は、それぞれ指令2014/65/EU（その後の改正を含み、以下「第二次金融商品市場指令」という。）に定義される適格取引相手方、専門投資家および一般顧客であること、(ii) 適格取引相手方および専門投資家に対するすべての販売経路が適切であることならびに(iii) 適用ある場合、第二次金融商品市場指令に基づく販売者の適合性義務および適切性義務に従い、一般顧客に対する投資助言、ポートフォリオ運用による本社債の販売経路が適切であること。以後本社債の募集、売出しまたは推奨を行う者（以下「販売会社」という。）は、作成者による標的市場調査を斟酌すべきである。ただし、第二次金融商品市場指令の対象となる販売会社は、（作成者の標的市場調査の採用または改善のいずれかによって）本社債に関する同社自身の標的市場調査を引き受けることおよび適切な販売経路を決定することについて、責任を負う。

(中略)

本社債要項の概要

(中略)

1. 通貨、額面、様式、一定の用語の定義

(1) 通貨および額面

本社債は、ロンドン支店（以下「ドイツ銀行ロンドン支店」という。）を通じて行為するドイツ銀行（以下「発行会社」という。）によって、日本円（以下「指定通貨」という。）建てで額面金額100万円（以下「額面金額」という。）による総額9億2,300万円で発行される。各本社債の「計算金額」は、100万円とする。

(2) 様式

(中略)

3. 利息

(1) 利率および利息期間

- (a) 各本社債は、2018年10月3日（以下「利息開始日」という。）（同日を含む。）から年率0.50%（以下「適用利率」という。）で利息を生じる。利息は、各利息期間について発生する。
- (b) 「利息期間」とは、利息開始日（同日を含む。）から初回の利息期間最終日（同日を含まない。）までの期間、およびその後については、各利息期間最終日（同日を含む。）から翌利息期間最終日（同日を含まない。）までの期間をいう（当該各翌利息期間最終日を、関連する利息期間に係る「利息期間最終終了日」という。）。

(中略)

(4) 利息額

ある利息期間に係る利息期間最終終了日（同日を含まない。）に終了する当該利息期間に関して各利払日において支払われる利息の金額は、計算金額当たり2,500円（以下「固定利息金額」という。）に相当する。

利息期間以外の期間について利息を計算する必要がある場合、当該期間について計算金額に関して支払われるべき利息の金額は、大券により表示される本社債の総元本金額の残高に適用利率および日割計算端数（以下に定義する。）を乗じ、それによって得た額を、指定通貨の単位未満で四捨五入して指定通貨の単位まで算出するか、または適用ある市場慣行に従って端数処理し、かつ当該総元本金額の残高に関連する計算金額を参照して、当該端数処理後の数値を本社債間で按分することにより、算定されるものとする。

(後略)

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし。

第4【その他の記載事項】

発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書類の表紙に発行会社の社名および本社債の名称ならびに以下の文章が記載される。

「本書および本社債に関する2018年8月付発行登録目論見書をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、両方の内容を合わせてご覧ください。ただし、本書では、平成30年9月21日提出の発行登録追補書類に記載された事項のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しております。」

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項なし。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況および事業の概況等法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度（2017年度）（自 平成29年1月1日 至 平成29年12月31日）
平成30年6月28日 関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項なし。

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本発行登録追補書類提出日（平成30年9月21日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項ならびに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項および同条第2項第1号の規定に基づき臨時報告書を平成30年9月12日に関東財務局長に提出

4【外国会社報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

5【外国会社四半期報告書及びその補足書類並びに外国会社半期報告書及びその補足書類】

該当事項なし。

6【外国会社臨時報告書】

該当事項なし。

7【訂正報告書】

訂正報告書（上記1の有価証券報告書の訂正報告書）を平成30年6月28日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

- (1) 前記「第1 参照書類、1 有価証券報告書及びその添付書類」に記載の有価証券報告書（前記「第1 参照書類、7 訂正報告書」に記載の有価証券報告書の訂正報告書による訂正を含む。以下同じ。）（以下、本「参照書類の補完情報」において「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本発行登録追補書類提出日（平成30年9月21日）までの間において、有価証券報告書等の「事業等のリスク」に記載された事項について、重大な変更は生じていない。
- (2) 有価証券報告書等には将来に関する記述（有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合は、当該更新、修正、訂正または置換えられた記述）が含まれているが、本発行登録追補書類においてなされた記述によりかかる記述が更新、修正、訂正または置換えられている場合を除き、本発行登録追補書類提出日（平成30年9月21日）現在、提出会社は、当該記述に関して重大な変化はないと考えている。

本発行登録追補書類における将来に関する記述は、本発行登録追補書類提出日（平成30年9月21日）現在において判断した事項である。

なお、有価証券報告書等、有価証券報告書等の提出後に提出された訂正発行登録書（その添付書類を含む。）および本発行登録追補書類における将来に関する記述については、その達成を保証するものではない。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし。

第四部【保証会社等の情報】

該当事項なし。